

① 件名	石巻市重度障害者等日常生活用具給付等事業の見直しについて								
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 日常生活用具給付等事業については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、国が定めた「地域生活支援事業実施要綱」により、市町村が地域の障害者ニーズを勘案の上、必要種目及び給付基準価格等を決定できる柔軟な運用が可能となっていることから、本市においても「重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱」を制定し、給付を行ってきている。</p> <p>近年、生活の質の変化や障害者の日常生活用具に対するニーズが多様化していることから、本市においても給付種目拡充を図ってきたところであるが、今般、給付基準価格の見直しについて要望があったものである。</p> <p>併せて、本事業の給付対象者について曖昧な規定となっていることから、対象者の規定を明確化する必要がある。</p> <p>【目的】 重度障害者日常生活用具の給付基準価格を国の基準と整合性を図ることで、自治体間による不均衡を解消し、重度障害者の経済的負担の軽減に資するもの。</p>								
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 障害者総合支援法（平成17年法律第123号） 地域生活支援事業実施要綱 石巻市重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年9月29日告示第312号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第5節 自立し、いきいき暮らせる障害者福祉の充実を図る 2 暮らしやすい生活環境を構築する</p> <p>【個別計画との整合性】 第3次障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画</p>								
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成30年10月 障害者福祉団体より日常生活用具の給付基準価格の見直し要望があった。 10月～ 県内及び他の自治体の給付基準価格等の調査</p>								
⑤ 主な内容	<p>1 支給対象者の明確化 施設等へ入所している者が必要としない下記種目について、対象者に「在宅の者」と明記する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 介護・訓練支援用具</td> <td>特殊寝台ほか8種目</td> </tr> <tr> <td>(2) 自立生活支援用具</td> <td>入浴補助用具ほか9種目</td> </tr> <tr> <td>(3) 情報・意思疎通支援用具</td> <td>聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置</td> </tr> <tr> <td>(4) 住宅改修</td> <td>居宅生活動作補助用具</td> </tr> </table>	(1) 介護・訓練支援用具	特殊寝台ほか8種目	(2) 自立生活支援用具	入浴補助用具ほか9種目	(3) 情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置	(4) 住宅改修	居宅生活動作補助用具
(1) 介護・訓練支援用具	特殊寝台ほか8種目								
(2) 自立生活支援用具	入浴補助用具ほか9種目								
(3) 情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置								
(4) 住宅改修	居宅生活動作補助用具								

2 給付基準価格の改正

種 目	改 正	現 行	国基準価格
火災警報器	15,500 円	5,000 円	15,500 円
点字ディスプレイ	383,500 円	198,000 円	383,500 円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	89,800 円	85,000 円	89,800 円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	115,000 円	99,800 円	115,000 円

3 対象者の改正

現行、給付種目「点字器」の給付対象者を「視覚障害2級以上の者」としているものを、「視覚に障害のある者」に改める。

4 削除する給付種目

「福祉電話（貸与）」は、主に加入権の料金を給付するものであったが、現在では、月々の使用料のみで通話できるものとなっているため、給付種目から削除する。

「ファックス（貸与）」は、現行給付種目の情報・通信支援用具「聴覚障害者用通信装置」で購入の際給付を行っており、対象者も同様であるため給付種目から削除する。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置）

【影響・効果】

重度障害者等に適正な日常生活用具の給付がなされ、経済的負担軽減が図られる。

【財源措置】

平成31年度当初予算措置額 40,444千円（年216千円の増額）

財源：地域生活支援事業費補助金3/4（国1/2、県1/4）、市1/4

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

給付価格については、仙台市以外の県内各市は概ね国基準額

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成31年3月 石巻市重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱の一部改正
（平成31年4月1日施行）

⑨ その他